

当薬局では調剤基本料1を算定しています。

当薬局では地域支援体制加算1を算定しています。

当薬局では後発医薬品調剤体制加算3を算定しています。

当薬局ではかかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料を算定しています。

当薬局では在宅薬学総合対体制加算1を算定しています。

当薬局では連携強化加算を算定しています。

当薬局では医療DX推進体制整備加算3を算定しています。

当薬局では健康相談を行っています。

以下、当薬局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1,608品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 075-924-6111
尚、平日は19：00以降、土曜日は13：00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めて調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先：所在地 〒612-8494 京都市伏見区久我東町8-2
TEL 075-924-6111
FAX 075-931-0102
E-mail fph.koga@falco.co.jp
9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

(開局時間)

月水金 9:00~18:30 火木 9:00-17:00

土 9:00~13:00, 18:00~20:00 (日・祝日休業)

ファルコ薬局久我店

地域支援体制加算

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算1を算定しております。

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年4回以上）
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ブレイブ事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験年以上、同一の保険薬局に週2時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

連携強化加算

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
 - ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 - イ 個人防備具を備蓄
 - ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

- ・災害の発生時における体制の整備について
 - ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 - イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
 - ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

かかりつけ薬剤師指導料 及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験3年以上
- ・週32時間以上の勤務
- ・当薬局1年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

医療情報取得加算

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算・・・12ヶ月に1回 1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

服薬管理指導料

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。

薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

後発医薬品調剤体制加算

当薬局では後発医薬品調剤体制加算2を算定しています。

当薬局では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、薬局スタッフへお申し出ください。

処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。また必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



**保険証のご提示を
お願い致します**

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
<ul style="list-style-type: none">・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回10名以上 290点/回 <p>自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・在宅で療養中の方 518点/回・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回10名以上 342点/回 <p>自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。</p>
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 久我店

管理薬剤師: 山川 卓也

京都府知事指定介護保険事務所 第2640901928号

[営業日・営業時間]
月・水・金曜: 9時～18時30分
火・木曜: 9時～17時
土曜: 9時～13時、18時～20時
日曜・祝日: 休み

[所在地]
〒612-8494
京都市伏見区久我東町8-2
[連絡先]
TEL: 075-924-6111
FAX: 075-931-0102

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局久我店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局久我店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局久我店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月・水・金曜日の9時～18時30分、火・木曜日の9時～17時、土曜日の9時～13時および18時～20時、月～金曜日の午前9時～午後17時、土曜日の午前9時～午後3時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、京都市伏見区久我の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局久我店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局久我店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

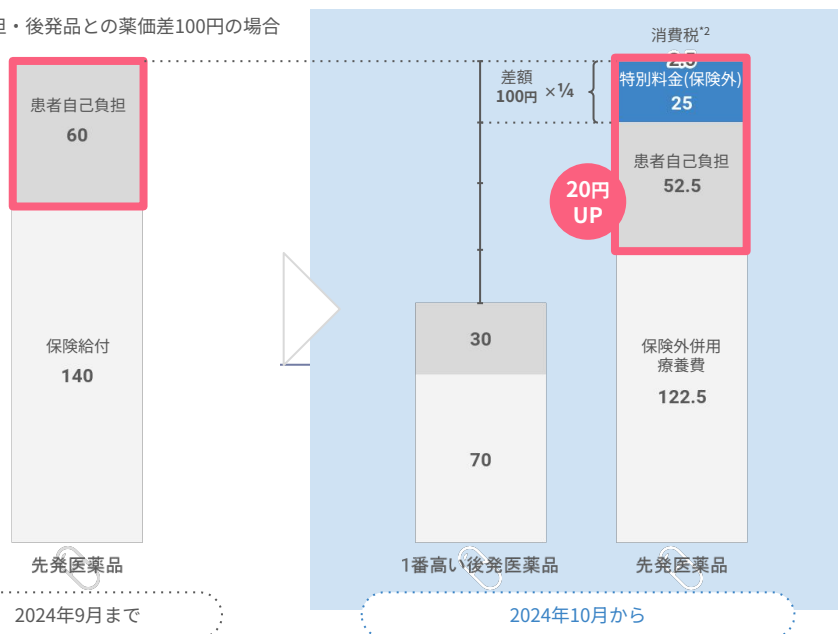
2024年10月から 医薬品の負担額が 変わります

長期収載品の選定療養費についてのお知らせ

先発医薬品を選ぶと負担額が上がります

10月以降、先発医薬品(長期収載品)^{*1}を希望する場合、後発医薬品(ジェネリック)との差額の1/4が自己負担(保険対象外)となります。

■ 3割負担・後発品との薬価差100円の場合



*1 後発医薬品のある先発医薬品・準先発品
(後発医薬品発売後5年未満かつ、置き換え率50%未満の医薬品は除く)

対象医薬品リスト
https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/00124759_1.pdf

*2 特別料金(保険外)は消費税の課税対象です。
窓口負担額は...

自己負担 52.5円 + 特別料金 25円 + 消費税 2.5円 = 窓口負担 80円

1日1錠服用の場合の差額
1か月(30日分)あたり 600円

負担増!

公費助成のある方も窓口負担となります

選定療養費は公費助成されません

公費(国・地方)とは

- こども医療
- 特定疾患
- 自立支援
- ひとり親家庭 など
- 重度障がい者

医療保険に加入しているすべての方が対象です

選定療養の対象外となる処方

- 労災
- 自賠責
- 自費

医療保険外のため対象外

・医療上の必要性が認められる場合

処方箋の書式が変更され、
医師の判断が確認できるようになります



いつまでも安心して医療を受けるために、医療費適正化にご協力をお願いします。
ご不明点についてはかかりつけ医院、薬局にてお声掛けください。

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核医療)
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定(精神通院医療)
- 障害者自立支援法に基づく指定(育成医療・更生医療)
- 労働者災害補償保険法に基づく指定(労災医療)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定(未熟児指定養育)
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

許可番号 第70017号

薬局開設許可証

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 久我店

薬局の所在地 京都市伏見区久我東町8番地2

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

京都市指令保医医第177号

令和7年4月28日

京都市長 松井 孝 治



有効期間 令和7年7月1日から
令和13年6月30日まで

施設番号：561

第23B2701号

麻薬小売業者免許証

麻薬業務所 所在地 京都市伏見区久我東町8-2

名称 ファルコ薬局 久我店

麻薬施用者又は麻薬
研究者にあつては、
従として診療又は研
究に従事する麻薬診
療施設又は麻薬研究
施設

所在地

該当事項なし

名称

住所 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許を受けた麻薬小売業者であることを証明します。

令和 4年12月14日

京都府知事 西脇 隆俊



有効期間 令和 5年 1月 1日 から

令和 7年12月31日まで

ファルコ薬局 久我店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	山川 卓也
勤務する薬剤師 (担当業務)	山川 卓也(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 濱田 雅文(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 岡田 紗矢香(保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に名字を記載
営業時間	月水金…9時～18時30分 火木…9時～17時 土曜日…9時～13時、18時～20時
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	075-924-6111(夜間転送)

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2025年度 調剤報酬点数一覧表

2025年4月1日改定

調剤基本料	調剤基本料1		45点
	調剤基本料2	処方箋受付回数・集中度等に応じて	29点
	調剤基本料3 イ・ロ・ハ		24点・19点・35点
	特別調剤基本料A・B	A:病院・診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中度50%超 B:未届出	5点・3点
	複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	80/100
	調剤基本料の減算	要結率5割以下、かかりつけ機能未実施など	50/100
	地域支援体制加算【要届出】1・2・3・4	在宅、麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて	32点・40点・10点・32点
	連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制	5点
	後発医薬品調剤体制加算【要届出】1・2・3	最近3か月の後発医薬品 1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上	21点・28点・30点
	後発医薬品調剤体制減算	調剤数割合に応じて 50%以下	▲5点
在宅学業総合体制加算【要届出】1・2	在宅訪問を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定	15点・50点	
医療DX推進体制整備加算【要届出】(月1回)	オンライン資格確認や電子処方箋など、医療DXを推進する体制	6点・8点・10点	
分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	長期保存困難の分割調剤の2回目以降又は初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目	5点	
調剤技術料	内服薬 (浸煎薬及び湯薬を除く)	医師の分割指示による場合	2回に分割・3回に分割
	1剤につき(3剤まで)		1/2・1/3
	内服薬	1調剤につき	24点
	注射薬	1調剤につき	10点
	浸煎薬	1調剤につき(3調剤まで)	21点
	湯薬	1調剤につき(3調剤まで)	190点
	7日以下の場合		190点
	8日分以上	7日目以下の部分	190点
	28日以下の場合	8日目以上の部分(1日分につき)	10点
	29日分以上の場合		400点
注射薬	受付1回につき	28点	
薬剤調剤料	無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	69点(6歳未満137点)
	外用薬	1調剤につき(3調剤まで)	79点(6歳未満147点)
	麻薬加算	麻薬を調剤した場合、1調剤につき	10点
	向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算	向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき	70点
	開局時間以外等の加算	時間帯:終日休業日及びおむかひ午前8時前及び午後6時以降 休日:日曜日、国民の祝日、12月29日~1月3日 深夜:午後10時から午前6時まで	基礎額=調剤基本料+薬剤調剤料+調剤管理料 基礎額の100/100 基礎額の140/100 基礎額の200/100
	夜間・休日等加算	午後7時~午前8時(土曜は午後1時~午前8時)及び休日・深夜	40点
	自家製剤加算(予製剤及び錠剤半割は20/100)	1調剤につき	①内服薬(7日分毎) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 ②屯服薬 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 ③内服薬・屯服薬 液剤 ④外用薬 錠剤、トロリー剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗滌剤 液剤
	計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ:液剤 口:散剤、顆粒剤 ハ:軟・硬膏剤
	調剤管理料(内服薬)	1剤につき(3剤まで)	1日分以上7日分以下 4点 8日分以上14日分以下 28点 15日分以上28日分以下 50点 29日分以上 60点
	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき	4点
重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ:残薬調整に係るもの以外 口:残薬調整に係るもの	40点・20点	
調剤管理加算	医療情報取得加算(1年に1回)	3点	
薬剤管理料	服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合	45点
	服薬管理指導料2	1の患者以外の患者に対して行った場合	59点
	服薬管理指導料3(月4回)	介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合	45点
	服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ	イ:原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合 口:左記以外	45点・59点
	服薬管理指導料の特例	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合	59点
	かかりつけ薬剤師指導料【要届出】	3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下など	13点
	【服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算】	医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合	76点
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合	22点
	特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ	特に安全管理が必要な医薬品の指導 イ:初めて処方時 口:指導の必要時	10点・5点
	特定薬剤管理指導加算2【要届出】(月1回)	抗悪性腫瘍剤(注射薬)に関する薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供した場合	100点
特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ	イ:RMPに基づく資料による説明指導 口:調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導	10点・12点	
乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載	12点	
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載	350点	
吸入薬指導加算(3月に1回)	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合	30点	
かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域包括診療科等の算定患者を対象とする包括点数。時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定	291点	
外来服薬支援料1(月1回)	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合等	185点	
外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて	42日分以下(7日分毎) 34点 43日分以上 240点	
施設連携加算(月1回)	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理	50点	
服用薬剤調整支援料1(月1回)	処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上で2種類以上減少した場合	125点	
服用薬剤調整支援料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的把握し、実地あり薬局 処方医に減薬等の提案を行った場合	90点 上記以外 110点	
調剤後薬剤管理指導料(月1回)	調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	60点	
地域支援体制加算届出薬局に限る	新たに糖尿病が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点	
在宅関連	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理	1 単一建物診療患者1人の場合 650点 2 単一建物診療患者2~9人の場合 320点 3 単一建物診療患者10人以上の場合 290点
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料(1~3と合わせて月4回又は月8回)	情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合	59点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(1と2合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合	500点
	夜間訪問加算・休日訪問加算・深夜訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射剤使用患者に対し保険医の求めにより夜間等に緊急訪問した場合	400点・600点・1000点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(1と2合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合	200点
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合	59点
	在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り)	急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合	700点
	【在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算】		
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合	100点(オンライン22点)
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法が行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合	250点
乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合	100点(オンライン12点)	
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合	450点(オンライン350点)	
在宅中心静脈栄養加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合	150点	
退院時共同指導料(入院中1回又は2回)	患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合	600点	
医療情報等提供料1(月1回)	医療機関等から求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合	30点	
医療情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合	20点・20点・20点	
医療情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者に対して、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合	50点	
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1	処方内容を照会し処方内容が変更された場 イ:残薬調整に係るもの以外 口:残薬調整	40点・20点	
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2	処方箋交付前に処方提案し処方箋を受付け イ:残薬調整に係るもの以外 口:残薬調整	40点・20点	
経営投資支援料【初回に限り】	経営投資実施患者が簡易懸濁液開始時に支援を行った場合	100点	
在宅移行初期管理料(訪問点数等の初算定月1回限り)	在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合	230点	
介護報酬	居宅療養管理指導料(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人 518単位 2 単一建物2~9人 379単位 3 単一建物10人以上 342単位
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。オンライン不可	100単位
	医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可	250単位
	在宅中心静脈栄養加算【要届出】	中心静脈栄養法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可	150単位
	特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合	所定単位数の15/100
	中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合	所定単位数の10/100
	中山間地域等に居住する利用者に対するし通常の事業実施地域を超えて実施する場合	中山間地域等に居住する利用者に対するし通常の事業実施地域を超えて実施する場合	所定単位数の5/100
	情報通信機器を用いて行う場合	居宅療養管理指導1~3と合わせて月4回又は月8回まで	46単位
	その他		

(当薬局で算定している項目の点数です。1点10円にて、計算します。患者様の一部負担金には、上記以外に薬剤料等も含まれています。)

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く）

※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。

『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

一般用医薬品

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

指定濫用防止医薬品

濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただきたくてあります。個人情報はお問い合わせに基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

陳列方法

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手が触れない場所に陳列します

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手が触れない場所に陳列します

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手が触れない場所に陳列します

情報提供と相談への対応

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて**氏名の確認**を実施し、必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には**小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

カスタマーハラスメントに対する基本方針

【はじめに】

弊社は、地域の皆さまの毎日の健康を願い、地域医療に貢献するべく利用者様に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供することを心掛けています。

一方で、ごく一部の利用者様からのご意見・ご要望の中には妥当性を欠くものや社会通念上不相当な要求や言動により、従業員の就業環境の悪化につながる場合があります。

お取引先を含む、当社で働くすべての従業員の人権が守られ、心身共に健康で安心して働ける環境を構築するために、本基本方針をお示しします。

2022年2月厚生労働省発行の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を踏まえ、「利用者様からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不適切なものであって、当該手段・態様により従業員の就業環境が害されるもの」をカスタマーハラスメントと定義いたします。

【対象となる行為】

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・暴力（接触を伴う身体的な攻撃）
- ・不当・過剰な金銭補償の要求
- ・合理的範囲を超える対応の強要・長時間の拘束（不退去・電話等）
- ・従業員への誹謗中傷・つきまとい行為
- ・威嚇・脅迫行為
- ・従業員の人格の否定・差別的・性的な言動
- ・会社・従業員の信用を棄損させる内容、従業員の個人情報等のSNS等への投稿
- ・土下座の要求等

【カスタマーハラスメントへの対応】

《社内対応》

- ・カスタマーハラスメントに関する知識及び対処方法の研修を実施しています。
- ・カスタマーハラスメントに対する相談窓口を設置し、従業員の心身のケアに努めます。
- ・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築しています。
- ・従業員個人の対応とせず、上長及び本社管理部門が連携して組織的に対応いたします。

- ・より適切な対応のために、警備会社、警察、外部の専門家（弁護士など）と連携しています。

《社外対応》

- ・合理的な解決に向けて理性的な話し合いを行い、よりよい関係の構築に努めます。
- ・カスタマーハラスメントと当社において判断した際は対応を打ち切り、以降のご来局をお断りする場合があります。
- ・さらに悪質と判断した場合は、必要に応じて警備会社、警察、外部の専門家（弁護士など）に連絡の上、適切に対処いたします。

【利用者様へのお願い】

ファルコファーマシーズは、これからも、利用者様のご要望にお応えし、サービスの向上に努めることを通して、利用者様との信頼関係を築き上げることを目指しています。

しかしながら、万が一、利用者様からカスタマーハラスメントに該当する行為がありましたら、本方針に則って毅然と対応いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後も引き続き、利用者様とのよりよい関係を築いていけるよう努めてまいります。

2025年4月制定

株式会社ファルコファーマシーズ

代表取締役社長 阿部治

使用済み注射針回収について

当薬局では、交付した注射針について使用済みの針等を回収いたしております。

《 回収物 》

- ・使用済み注射針
- ・使用済み採血針
- ・使用済み自己血糖測定チップ

掲示期間：6月末迄

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や**体質、生活習慣**などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

安心して薬局サービスを受けさせていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・薬局における調剤サービスの提供
- ・患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・業務の維持、改善のための資料作成
- ・薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・外部監査機関への情報提供
- ・審査支払機関または保険者への照会
- ・安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング